

環境ラベル対応  
取引先要求基準書

第1版

2021年9月24日  
ブラザー工業株式会社

【目次】

1. はじめに
2. 本基準書について
3. 適用範囲
4. 用語の定義
5. 各部品の取引先様への依頼事項
  - 5.1. 全取引先様共通
  - 5.2. カートリッジ部品(インク・トナー)
  - 5.3. プラスチックおよびゴム部品
  - 5.4. トナーおよびインク材料
  - 5.5. プrint基板
  - 5.6. 液晶パネル
  - 5.7. 電池
  - 5.8. 外部電源ケーブル
  - 5.9. 包装材
    - 5.9.1. プラスチック包装材
    - 5.9.2. 紙系包装材
  - 5.10. 同梱印刷物
6. 改訂履歴

## 1. はじめに

ブラザーグループでは各国の環境ラベル取得に積極的に取り組んでいます。環境ラベルの要求事項には、その要求事項に関連した各取引先様にご対応をお願いする必要がある内容が含まれています。

本基準書は取引先様への適切な伝達を目的に制定しておりますので、本基準書の内容をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 2. 本基準書について

本基準書はブラザーグループが取得している環境ラベルの要求事項に基づき制定しています。

- (1) 本基準書にてご対応をお願いしている項目について証明書の発行や関連資料の提供を求められることがあります。
- (2) 弊社内において抜き取り測定等を行っている部品や材料があり、その測定結果に基づきお問い合わせをすることがあります。
- (3) 継続的な環境ラベル適合を維持するため、お問い合わせ結果等の状況によって監査させていただく場合があります。

対象とする環境ラベルは以下の通りです。

- ・ ブルーエンジェル
  - ・ エコマーク(日本)
  - ・ ノルディックスワン(北欧、デンマーク、アイスランド)
  - ・ EPEAT(米国)
  - ・ エコラベル(韓国)
  - ・ 十輪マーク(中国)
  - ・ グリーンマーク(台湾)
  - ・ エンヴァイロンメンタルチョイス(ニュージーランド)
- ※今後、対象とする環境ラベルが変更される可能性があります

## 3. 適用範囲

本基準書の適用範囲は、プリンティング・アンド・ソリューションズ事業製品に使用する部品、材料を調達いただいているすべての取引先様とします。

## 4. 用語の定義

### (1)環境ラベル

ISO(国際標準化機構)で標準化された3種類の環境ラベル(タイプI、IIおよびIII)のうち、各国独自の中立第三者機関によって運営され、定められた製品分類と判定基準に基づき、審査・認定を受けるタイプ I 環境ラベルを指す

(2)プリンティング・アンド・ソリューションズ事業製品

プリンタ、複合機、ファクス、ラベルライター、ラベルプリンタおよびスキャナなどの画像機器製品

(3)筐体部品

機器を環境影響から保護するとともに、稼働部品、熱を発生する部品、光を放つ部品または電気の流れる部品からユーザを保護するための外装カバーを構成する部品

(4)リスクフレーズ

欧州連合(EU)で制定された有害化学物質のリスク内容を表す分類番号のうち、EU CLP 規則(EC)No.1272/2008 による分類を指す

5. 各部品の取引先様への依頼事項

5.1. 全取引先様共通

EU RoHS 指令に基づく適用除外項目を適用した部品に対してもカドミウムの基準を超えて使用しないようお願いいたします。但し、1 年以内に適用除外終了になる項目は除きます。

5.2. カートリッジ部品(インク・トナー)

カートリッジ筐体にはポリ塩化ビニル(PVC)を使用しないようお願いいたします。

5.3. プラスチックおよびゴム部品

製品本体およびカートリッジに用いる重さ 25g 以上のプラスチック製筐体部品、またコントロールパネルのキー、ボタンは 25g 以下のプラスチック製部品について以下の a)~c)の化学物質をそれぞれ重量単位で 0.1%(100ppm)以上含まないようにしてください。また、以下の d)については、該当の規制値を超えないようにしてください。

a) 以下のハロゲン含有ポリマーおよび有機ハロゲン化合物

- ・ 臭素系難燃剤(BFR)、塩素系難燃剤(CFR)、ポリ塩化ビニル(PVC)に起因した臭素および塩素
- ・ Hexabromocyclododecane
- ・ Decabromobiphenyl ether
- ・ Tetrabromobisphenol A
- ・ Tris(2-chloroethyl) phosphate
- ・ Short Chain Chlorinated Paraffins
- ・ Medium Chain Chlorinated Paraffins

b) 下表のリスクフレーズまたはそれらの組み合わせの一つまたは複数に当てはまる化学物質

H350	発がん性
H350i	発がん性の懸念あり

H340	遺伝子を損傷する懸念あり
H360	生殖能または胎児への悪影響の懸念あり
H411	水生生物に対して強い毒性、水生環境中にて長期的悪影響を及ぼす懸念

※各リスクフレーズに該当する化学物資については、調査時点で適用されている EU CLP 規則 (EC)No.1272/2008 およびその改正内容を確認してください。

c) 以下の塑性増強剤

- Diisononyl phthalate
- Di-n-octyl phthalate
- Di(2-ethylhexy) phthalate
- Diisodecyl phthalate
- Butyl benzyl phthalate
- Dibutyl phthalate

d)ベンゾ[a]ピレンの合計量が 20 mg/kg を超えないようにしてください。また、以下の 16 種類の多環芳香族炭化水素(PAHs)の合計量が 200 mg/kg を超えないようお願いいたします。

- Naphthalene
- Acenaphthylene
- Acenaphthene
- Fluorene
- Phenanthrene
- Anthracene
- Fluoranthene
- Pyrene
- Chrysene
- Benzo[a]anthracene
- Benzo[b]fluoranthene
- Benzo[k]fluoranthene
- Benzo[e]pyrene
- Dibenzo[a,h]anthracene
- Indeno[1,2,3-cd] pyrene
- Benzo[g,h,i]perylene

5.4. トナー及びインク材料

トナーおよびインクを構成する化学物質として、以下の化学物質を添加しないでください。

- EU CLP 規則(EC No.1272/2008)の付属書VI表 3)にリストされている以下の化学物質を意図的に添加しないでください。

H350、H350i、 H351	発ガン性物質
H340、H341	変異原生物質
H360、H361	生殖毒性物質
H370、H371	持続性蓄積性有害物質
H372、H373	長期持続性長期蓄積性物質

- 申請時点における EU REACH 規則(EC No.1907/2006)第 59 条)に基づく最新バージョンの SVHC を意図的に添加しないでください。
- ニッケルおよびその化合物を意図的に添加しないでください。但し、高分子ニッケル化合物は除きます。
- EU REACH 規則(EC 1907/2006)の付属書 XVII 付録 8 にリストされている発ガン性芳香族アミンを放出する可能性があるアゾ色素を加えないでください。
- EU 殺生物剤規則(EU No. 528/2012)の付属書 I 製品分類 6)の活性物質調査書で認可された物質のみを使用することができます。

#### 5.5. プリント基板

プリント基板の構成部品である支持基板には、Polybrominated Biphenyls、Polybrominated Diphenylethers、Decabromodiphenyl ether および Chlorinated Paraffins を添加しないでください。モントリオール議定書にて規制されている以下の化学物質を、機器の最終工程またはサーキットボードの製造工程中にて使用しないでください。

- 特定フロン(CFCs)
- 代替フロン(HCFCs)
- 1,1,1-Trichloroethane または Carbon Tetrachloride

#### 5.6. 液晶パネル

フラットパネルディスプレイ製造中に発生するフッ素化ガスを回収または破壊するための制御装置を設置し運用していることを示す証明書の発行をお願いします。

#### 5.7. 電池

製品本体に内蔵する電池は、0.0005wt%を超える水銀(Hg)、0.002wt%を超えるカドミウム(Cd)および0.004wt%を超える鉛(Pb)を含有しないでください。(EU 指令 2006/66/EC、EU 指令 2013/56/EU に準拠)

#### 5.8. 外部電源ケーブル

外部電源ケーブルは、以下に示すフタル酸エステル類を含有しないようお願いいたします。

- Bis (2-ethylhexyl) phthalate
- Dibutyl phthalate
- Butyl benzyl phthalate
- Dicyclohexyl phthalate
- Diisobutyl phthalate
- Diisononyl phthalate
- Diisodecyl phthalate
- Di-n-octyl phthalate
- Dihexyl phthalate
- Diethyl phthalate
- Dialkyl phthalate
- Bis(2-methoxyethyl) phthalate
- Diisoamyl phthalate
- Di-n-pentyl phthalate

また、外部電源ケーブルは、以下の 16 種類の多環芳香族炭化水素 (PAHs) の合計量が 200 mg/kg を超えないようお願いいたします。

#### 化合物英文名

- Naphthalene
- Acenaphthylene
- Acenaphthene
- Fluorene
- Phenanthrene
- Anthracene
- Fluoranthene
- Pyrene
- Chrysene
- Benzo[a]anthracene
- Benzo[b]fluoranthene
- Benzo[k]fluoranthene
- Benzo[e]pyrene
- Dibenzo[a,h]anthracene

- ・ Indeno[1,2,3-cd] pyrene
- ・ Benzo[g,h,i]perylene

## 5.9. 包装材

### 5.9.1. プラスチック包装材

プラスチック包装材として使用するプラスチック材料は、有機ハロゲン化合物を含有しないでください。

クロロフルオロカーボン類(CFCs)、ハイドロクロロフルオロカーボン類(HCFCs)をプラスチック包装材の発泡剤として使用しないでください。

### 5.9.2. 紙系包装材

製品包装に使用する未使用または再使用の繊維に対する漂白に塩素を用いないでください。

紙系包装材の古紙パルプ配合率については、段ボール紙 50%以上、板紙 80%以上の使用をお願いします。

## 5.10. 同梱印刷物

古紙リサイクルに支障をきたさない製本形態で、用紙のパルプ漂白工程において塩素を使用せず、古紙パルプ配合率 30%以上の用紙を使用してください。

6. 改訂履歴

日付	内容	備考
2021/9/24	新設	